

償却資産の申告は1月31日までに

固定資産のうち、土地と家屋を除く事業用償却資産の所有者は、1月1日現在の資産の内容を申告する必要があります。

事業用償却資産の所有者は、「償却資産申告書」に資産の内容を記入し、1月31日（水）までに、熊野市役所税務課、紀和総合支所または各出張所へ提出してください。

詳しくは、お問い合わせください。

【担当】

税務課固定資産税係

市役所内線 154・155